

様式第20の2（第2条の2第1項関係）（平27総省令22・追加、平28総省令23・平30総省令9・令元総省令18・令元総省令19・令元総省令43・一部改正）

第1表

一契約当たりの通信量等報告	
年 月 分	
サービスの種類	
事業者名	
一契約当たりの一月に利用された通信量（G B）	件数
0～1未満	
1～2未満	
2～3未満	
3～4未満	
4～5未満	
5～8未満	
8～10未満	
10～20未満	
20～30未満	
30～50未満	
50～100未満	
100以上	
合計	
参考事項	

- 注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 3 「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除

く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。)について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

- 4 段階型定額制(二を超える数の定額制料金があらかじめ定められており、一契約当たりの一月に利用された通信量に応じた定額制料金が適用される料金プランをいう。以下同じ。)の契約に係る通信量ごとの契約数については、「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項に段階型定額制に係る回線数の合計数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

一契約当たりの通信量等報告	
年 月分	
サービスの種類	
事業者名	
一契約当たりの一月に利用された通信量（G B）	件数
0～1未満	
1～2未満	
2～3未満	
3～4未満	
4～5未満	
5～8未満	
8～10未満	
10～20未満	
20～30未満	
30～50未満	
50～100未満	
100以上	
合計	
参考事項	

- 注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 3 「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制（特定の回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限（以下この

表及び様式第20の3において「通信容量」という。)を、他の回線(自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。)が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。)の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線(以下「共有回線」という。)が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

- 4 段階型定額制の回線及び当該回線との共有回線(自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。)の契約数については、「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項にその合計数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。